

避難所運営キット

～救護班の役割～

東みよし町

運営キット(救護班)

救護班の役割(No.1)

救護班の役割(No.2)

様式

・活動班ビブス

救護班の役割 (No.1)

設立から初動期

- ①医療救護、要配慮者への対応
- ②医療救護体制の整備
- ③高齢者等要配慮者の支援

安定期

- ①長期化に伴う要配慮者への救護対応
 - ・長期化に伴う、高齢者や障がい者への心身の対応
 - ・必要に応じ適切な施設への移転に配慮
 - ・介添えなどの必要な場合は、ボランティアの依頼を検討
- ②在宅被災者への対応
 - ・自宅で生活する要配慮者について、自主防災組織や自治会などで把握している情報をまとめ、災害対策本部へ報告

救護班の役割 (No.2)

収束期

- ①施設再開準備に向け段階的に避難所利用スペースを縮小
- ②未使用の資機材を把握し委員会に報告提出
- ③閉鎖に向けた避難所全体の清掃、整理整頓、ごみ処理の実施
- ④自立困難避難者について、町内会長・自治会長や避難グループの代表者に依頼
- ⑤親族等のつながりが確保できるよう継続的な地域での支援体制を検討
- ⑥本人との話し合いにより自宅等受入施設への収容を検討

収束期(撤収)